


介護保険制度について

介護保険のサービスを受けられる方 [被保険者]

65才以上の方
(第1号被保険者)
要支援・要介護状態の人。



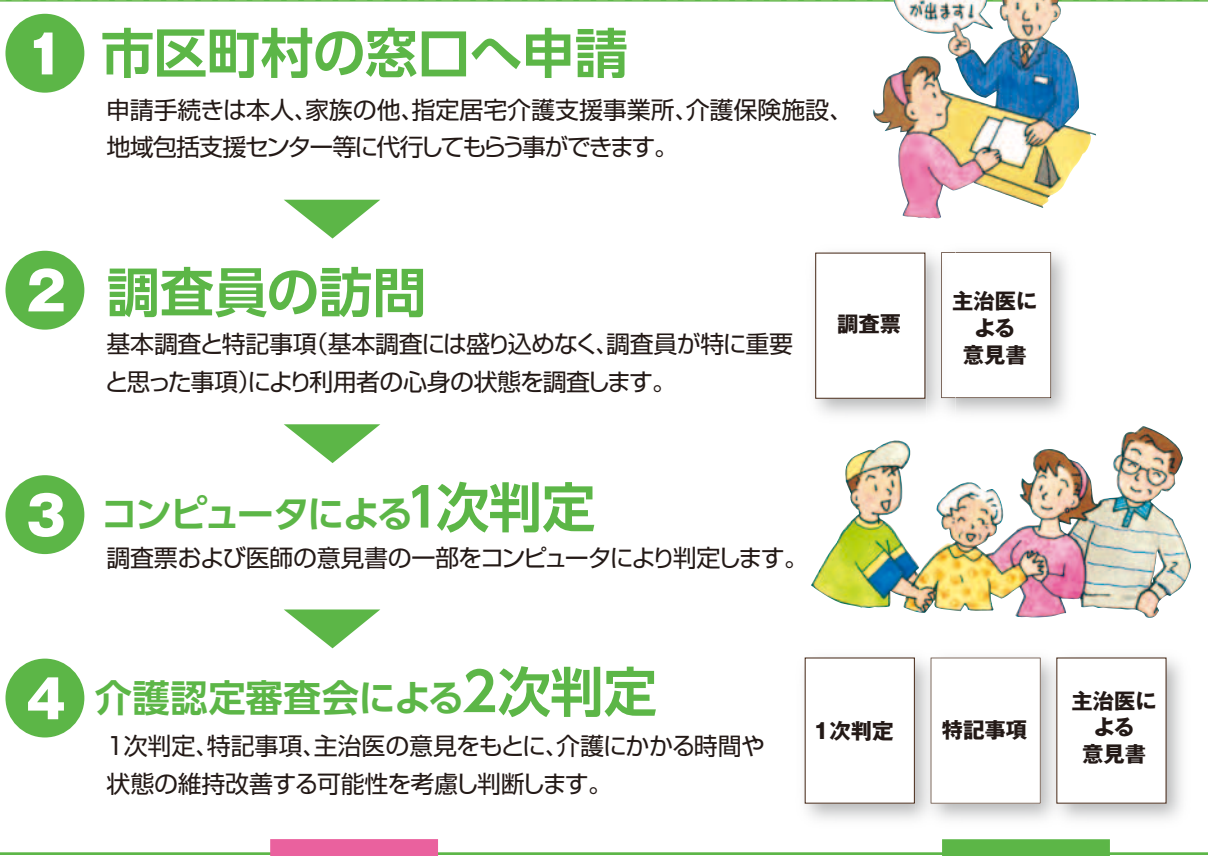
40～64才の方 (第2号被保険者)
医療保険に加入している方で、特定疾病(下記参照)により
要支援・要介護状態の方。



特定疾病とは次の16種類です

- 筋萎縮性側索硬化症(ALS)
- パーキンソン病
- がん末期
- 慢性関節リウマチ
- 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 後縦靭帯骨化症
- シャイ-ドレーガー-症候群
- 脊髄小脳変性症
- 早老症
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 閉塞性動脈硬化症
- 脳血管疾患
- 脊柱管狭窄症
- 慢性閉塞性肺疾患(肺気腫・慢性気管支炎・気管支喘息・びまん性汎細気管支炎等)
- 初老期における認知症(アルツハイマー病、ピック病、脳血管性痴呆、クロイツフェルト-ヤコブ病等)

介護保険の利用手続き



非該当

認定

自立
自立した生活を送れる全ての高齢者

特定高齢者
介護や支援が必要となるおそれのある方

地域包括支援センター介護予防ケアプランの作成
地域包括支援センターの保健師等が、アセスメントを行い、生活機能の改善や重度化の予防のためのプランを作成します。

介護予防事業
地域支援事業

- 運動器の機能向上
- 口腔機能の向上
- 認知症予防・支援
- 栄養改善
- 閉じこもり予防・支援
- うつ予防・支援
- その他

※地域支援事業は通所サービスを中心として行います。

介護保険制度

衣類・肌着・靴下

歩行補助用品

車いす・車いす関連用品

ベッド関連用品

床ずれ防止関連用品

移乗用品

入浴関連用品

排泄・トイレ・おむつ用品

住宅・安全管理

介護予防・レクリエーション

施設用品・コミュニケーション・防災用品

食事・口腔ケア

自活・自助具

生活・健康用品